

都型放課後等デイサービス事業 質問回答

	要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日
1	全般	都型放課後等デイサービス事業は、すでに東京都内で開設している放課後等デイサービスの事業所は強制的に実施しなければならないものでしょうか。	実施を強制するものではありません。	4月25日
2	全般	都型放課後等デイサービス事業補助金を申請しない場合は、実施要綱に記載されている各条について対応しなくても問題ないという認識で間違いはないでしょうか。	実施要綱は、都型放課後等デイサービス事業の実施に当たって必要な事項を定めたものです。都型放課後等デイサービス事業を実施しない事業所には適用されませんが、自発的に対応することを妨げるものではありません。	4月25日
3	実施要綱 第6条 実施要領 第3 (個別支援計画)	通常の個別支援計画に代えて、都が定める標準様式へ変更すればよいか。	現在の様式に代えて、都が定める標準様式により個別支援計画を作成してください。なお、実施要綱第6条(1)ただし書に基づき都が承認した場合は、別の様式によることも可能です。	4月25日
4	実施要綱 第6条 実施要領 第3 (個別支援計画)	通常の個別支援計画は6か月に1度の更新が3か月に1度の更新になるという解釈で良いか。	放課後等デイサービスガイドライン等に記載のとおり、個別支援計画の見直し(変更)はおおむね6か月に1回以上で構いません。モニタリングとは別の取組として、四半期ごとに実施状況の把握・評価、保護者への交付をお願いします。なお、四半期ごとに行う実施状況の把握・評価の際に、必要に応じて個別支援計画の見直し(変更)を行うことを妨げるものではありません。	4月25日
5	実施要綱 第6条 実施要領 第3 (個別支援計画)	都が定める標準様式の個別支援計画はいつまでに作成すればよいか。	基準日は設けておりませんが、都型放課後等デイサービス事業開始から間を置かず(おおむね2か月以内程度)に作成してください。	4月25日
6	実施要綱 第6条 (個別支援計画)	令和4年1月に作成した個別支援計画は、3か月後の令和4年5月に再作成が必要になりますか。	都が定める標準様式の個別支援計画は、事業開始から間を置かず(おおむね2か月以内程度)に作成してください。その後の見直し(変更)は、放課後等デイサービスガイドライン等に記載のとおり、おおむね6か月に1回以上で構いません。モニタリングとは別の取組として、四半期ごとに実施状況の把握・評価、保護者への交付をお願いします。	4月25日
7	実施要綱 第6条 (個別支援計画)	多機能型の場合、児童発達支援事業の支援計画書の書式も放課後等デイサービスと同じ形式になりますか。	都が定める標準様式により作成するのは、放課後等デイサービス計画書のみです。	4月25日
8	実施要綱 第6条 (4) (個別支援計画)	四半期毎に取組経過と評価を保護者に交付することについて 個別支援計画の短期目標の期間が6カ月の場合、取組経過と評価の交付は四半期毎に行うとして、保護者との面談は、四半期毎に必要なか、個別支援計画の短期目標である6か月毎に必要なか。	放課後等デイサービスガイドライン等に記載のとおり、個別支援計画の見直し(変更)はおおむね6か月に1回以上で構いません。モニタリングとは別の取組として、四半期ごとに実施状況の把握・評価、保護者への交付をお願いします。したがって、四半期ごとに保護者及び子どもとの面接を必須とするものではありません。	4月25日
9	実施要綱 第6条 実施要領 第3 (個別支援計画)	要綱上の個別支援計画は、児童発達支援管理責任者が作成するものであり、コア職員の役割ではないという理解で良いか。	コア職員等の意見も参考に、児童発達支援管理責任者が作成してください。	4月25日
10	実施要綱 第7条 実施要領 第4 (コア職員の配置)	コア職員が担う役割はどのようなものを想定しているのか。要件を満たす職員を配置するのみで足りるのか。	実施要綱第5条に定める4つの基本活動実施のための全体調整(個別支援計画作成時の積極的な関与、日々の支援の指導等)、学校との連携や事業所間評価に係る関係機関との調整等の役割を担っていただくことを想定しています。コア職員が事務作業のみを行うケース等は想定していません。	4月25日
11	実施要綱 第7条 (コア職員) 第9条 (サービス提供時間)	交付申請後に変更届を出すことは可能ですか。それとも、先に変更届を提出してからの交付申請になりますか。	補助要件を満たすために必要な変更届は、交付申請を審査する際に必要になりますので、交付申請と同時に提出するなど速やかな提出をお願いします。	4月25日
12	実施要綱 第7条 (コア職員) 第9条 (サービス提供時間)	これから変更届を提出する場合、4月又は5月事業開始の交付申請はできますか。	5月から開始の申請は可能です。	4月25日
13	実施要綱 第8条 実施要領 第5 (送迎の実施)	現在、送迎は全て保護者がしている事業所ですが、当てはまりますか。	希望のあるすべての利用者に対して送迎を実施している又は送迎できる体制を確保している場合に、補助対象者となります。	4月25日
14	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	サービス提供時間を17時半までとしており、もともと19時まで職員を配置しているため、運営規程を変更しなくても良いか。	サービス提供時間を19時までとする運営規程の変更及び変更の届出をお願いします。	4月25日
15	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	19時まで預からなければいけないのでしょうか。どのような体制であればいいのでしょうか。	利用者の希望がない場合まで受け入れる必要はありませんが、19時までには基準人員の配置が必要です。	4月25日

	要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日
16	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	送迎時間も含めて19時までであれば足りるのか。	サービス提供時間を19時までとする必要があります。送迎のみを行う時間はサービス提供時間に含まれません。	4月25日
17	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	学校休業日におけるサービス提供時間の定めはないという理解で良いか。	授業の終了後にサービスの提供を行う場合、19時までサービスを提供できる時間を確保してください。	4月25日
18	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	現在のサービス提供時間が17時半までの場合は、19時までに変更して、現在通っている児童も19時からの送迎を行うということでしょうか。もしくは、希望に応じて、17時半から送迎を行うグループ、19時から送迎を行うグループの2グループに分けることも可能でしょうか。	希望のない利用者に対してまで19時までサービス提供をする必要はありません。したがって、利用者の希望に応じて、送迎を2グループに分けることは差し支えありません。	4月25日
19	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	17時半までの利用を希望する児童のみだった場合でも、送迎に出る職員以外で19時まで事業所内に2名以上の配置が営業日すべてに必要でしょうか。	都型放課後等デイサービス事業の実施に当たっては、サービス提供時間を19時までとすることが必要です。したがって、利用者がいない場合でも19時までには基準人員の配置が必要です。	4月25日
20	実施要綱 第9条 (サービス提供時間)	19時までサービス提供できる体制とは、コア職員が19時まで事業所で勤務できる体制なのか、全体としてサービス提供時間を19時までできる体制なのか、どちらですか。	19時までには基準人員の配置が必要です。	4月25日
21	実施要領 第4 (コア職員の配置)	コア職員が、放課後等デイサービス・児童発達と保育所等訪問支援の事業所において、デイの基準人員外であれば訪問支援員を兼務することは可能か。	都型放課後等デイサービス事業のコア職員については、常勤職員であることが条件の一つになっています。保育所等訪問支援の訪問支援員を兼務する場合、放課後等デイサービス事業所での勤務時間が常勤の勤務時間を満たすのであれば、兼務することは可能です。	4月25日
22	実施要領 第4 (コア職員の配置)	常勤には育児や介護で短時間勤務をしている職員もあてはまりますか。	育児・介護の短時間勤務制度等を利用する職員をコア職員とする場合、週30時間以上の勤務で常勤扱いとします。	4月25日
23	実施要領 第6・別紙1 (事業所間の相互評価)	都がマッチングすることだが、事業所数が奇数であればマッチできないが、その場合どうするか。	申請状況を踏まえて検討します。	4月25日
24	実施要領 第6・別紙1 (事業所間の相互評価)	訪問のうえ評価、意見交換とあるが、オンライン等でもかまわないか。	直接訪問することを原則とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行により面会制限等を行い、直接訪問が困難な場合は、事前に都の承認を受けた上でオンライン等で実施することも可能とすることを検討します。	4月25日
25	交付要綱 第2条 (補助対象者)	支援に関する事例を見るとかなり自立度の高い障害児の方を対象に想定されていると理解しましたが、重症心身障害児の放課後等デイサービスも対象になり得るのでしょうか。	区市町村を通じて「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業」による補助を受けている場合を除き、主として重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所も対象となります。	4月25日
26	交付要綱 第2条 (補助対象者)	指定管理により運営する公立施設においても、当該事業補助は受けることができるのでしょうか。	指定管理により運営する放課後等デイサービス事業所であっても補助対象者となります。	4月25日
27	交付要綱 第3条 (対象経費) 第4条 (交付額の算定)	助成申請及び実績報告にあたって、物品購入であればその一品ごとの限度額や購入方法の制限はあるか。職員の社会保険や事業保険、福利厚生に係る支出も可能か。用途に制限があれば明示頂きたい。	基本補助の対象経費は、都型放課後等デイサービス事業実施に要する人件費、事務費、事業費のかり増し経費です(かり増し経費の説明についてはNo.29の回答を御覧ください。)。これに該当する経費であれば、対象経費としての上限はありませんが、交付要綱第4条のとおり、交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較した少ない方の額となります。	4月25日
28	交付要綱 第5条 (補助金の交付申請)	2か所で放課後等デイサービス事業を運営しておりますが、今回の申請につきまして、各事業所ごとの申請という理解でよろしいでしょうか。	事業所ごとに申請をお願いします。	4月25日
29	交付要綱 別表1	事務費・事業費とは具体的にどのようなものを指すのかを教えてください。	都型放課後等デイサービス事業実施に要する事務費・事業費とは、サービス提供時間を延長した場合における光熱水費等のかかり増し経費を想定しています。また、かり増し経費とは、次の2点のいずれにも該当する経費のことです。①都型放課後等デイサービス事業の実施に必要な経費である。②都型放課後等デイサービス事業を実施しなければ、通常発生しない経費である。	4月25日
30	交付要綱 別表1	対象としている人件費の想定は、コア職員分か。	都型放課後等デイサービス事業実施に要するかり増し経費であり、コア職員の人件費相当分に限りません。かり増し経費の説明についてはNo.29の回答を御覧ください。	4月25日
31	交付要綱 別表1	「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業補助」との併給は不可との記載があるが、区が補助対象としている経費が看護職員の人件費のみであれば、事務費・事業費のみを対象として申請することは可能か。また、当該看護職員がコア職員でなければ、人件費についても申請することは可能か。	人件費、事務費、事業費のいずれも交付対象にはなりません。	4月25日
32	交付要綱 別表1	補助対象経費が異なれば、申請可能と考えられるが、いかなる場合も認められないということか。	対象経費の重複があるか否かに関わらず、両事業から補助を受けることは認められません。いずれか一方になります。	4月25日